

福島歯発第1771号
令和5年12月1日
(医療保険部扱い)

郡市区歯科医師会長 殿

福岡県歯科医師会長
江里能成

CAD/CAM冠用材料（V）について

令和5年11月22日開催の中央社会保険医療協議会において、新たに、「松風ブロックPEEK」が区分C1（新機能）にて本年12月1日より保険適用されることが承認されました。残存歯等の要件なく、第一大臼歯、第二大臼歯および第一大臼歯に適用できる材料となります。

つきましては、取り急ぎ現時点での通知をもとに、以下の通り要件を整理しておりますので、貴会会員へご周知くださいますようお願いいたします。

なお、記載要領等については、今後新たな通知が発出される可能性がございますので、今後の通知にもご注意ください。

また、「歯科保険診療テキスト」の該当部分については、差し替え資料を後日発出予定としておりますことを申し添えます。

令和5年12月1日より保険適用

点 数	1,200点+ 615点 （特定保険医療材料料 CAD/CAM冠用材料（V））	
	CAD/CAM冠用材料（V）は 大臼歯に使用した場合に限り 算定できる。	
	装着料【set】	45（68）点 +45（68）点（内面処理加算1）
解 説	1）CAD/CAM冠用材料（V）を使用する場合、上下顎両側の第二大臼歯の有無、咬合関係にかかわらず、 全ての大臼歯に算定 できる。 2）CAD/CAM冠用材料（V）を使用したCAD/CAM冠を装着する場合、歯質に対する接着力を向上させるために サンドブラスト処理およびプライマー処理 を行い、 接着性レジンセメント を用いて装着すること。 3）歯冠形成は、生活歯【生PZ】796点、失活歯は【失PZ】636点を算定する。 4）CAD/CAM冠用材料（Ⅲ）の算定要件については現行のまま変更なし。	
カルテ	CAD/CAM冠用材料（V）を大臼歯に使用した場合は、製品に付属している使用した 材料の名称およびロット番号等を記載した文書（シール等）を保存 して管理すること（カルテに貼付する等）。	